

青少年の非行・被害防止対策公開シンポジウム

テーマ：子供の性被害の根絶を目指して

平成 29 年 7 月 3 日

パネルディスカッション

「子供の性被害の現状と対策について」

警察庁生活安全局少年課長 小西 康弘



警察庁
National Police Agency

子供の性被害の 現状と対策について

警察庁生活安全局少年課 課長 小西 康弘

ただいまご紹介いただきました警察庁の小西でございます。昨年 11 月に内閣府主催のシンポジウムもございまして、その際も発表させていただきました。今回、このような機会を賜り誠に光栄に存じております。

早速私の発表に入りたいと思いますが、意見にわたる発言も多分すると思っておりますけれども、これは小西個人の見解でございまして、警察庁の公式見解ではないので、その点はあらかじめご留意いただければと存じます。

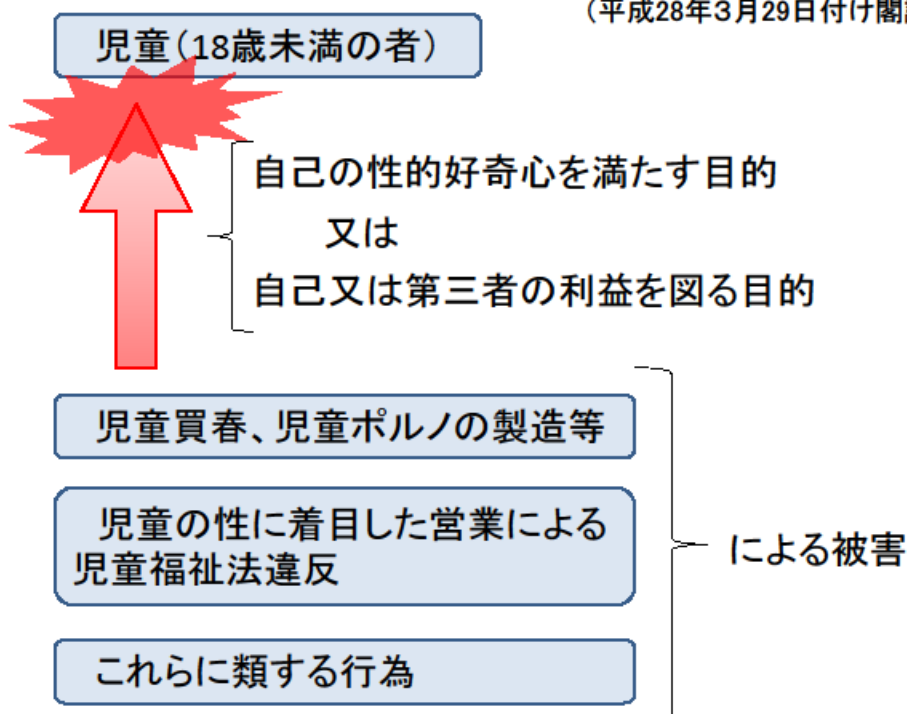
本日の流れ

- 子供の性被害とは
- 子供の性被害をめぐる情勢
- 「子供の性被害防止プラン」の策定
- いわゆる「JKビジネス」問題等に関する今後の対策

まず最初に子供の性被害とは何かという話です。私の発表の内容については、子供の性被害というのは、皆様方の通常イメージされているものとは若干違う意味で使っている面がありますので、そこをまずご説明した上で、警察なり政府が前提としている情勢、それから今年の4月に政府でとりまとめた、新たな子供の性被害防止プラン等の内容についてご説明をしたいと思います。

子供の性被害とは

(平成28年3月29日付け閣議決定から)

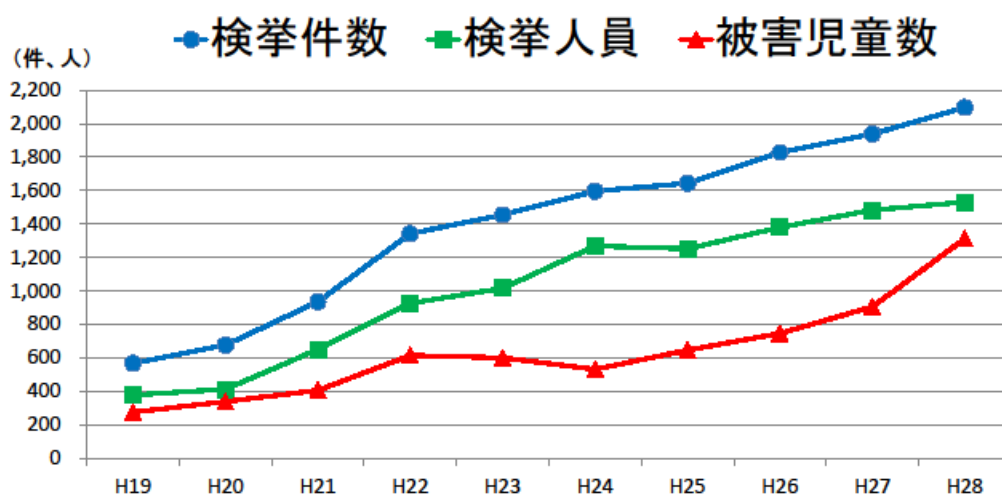


それではまず、「子供の性被害」とは何かということをございますけれども、従来、児童の性的搾取ということで、児童の権利条約等を念頭に置いてご説明することもあったと思います。ただ性的搾取という用語自体が、現時点で国民の皆様一般の方にはなじみが薄いところもございまして、先般、関係省庁で申し合わせをしまして、説明する際は「子供の性被害」という言い方にしようということを進めております。

中身については、かなり専門的な内容でございます。ここに書いてあるとおりでありますけれども、18歳未満の児童に対して、自己の性的好奇心を満たす目的、あるいは自己または第三者の利益を図る目的、経済的な利益を図ったりするケースでありますけれども、そういった目的をもって児童買春、児童ポルノの製造等を行う。あるいは先程お話も若干出ましたけれども、いわゆるJKビジネスといったような営業による児童福祉法違反、あるいはこれらに類する行為。こういったことによる被害ということで考えております。

以上の内容について、これは1年前ですけれども、昨年3月の閣議決定で、政府の重要課題だというように位置づけられておりまして、この被害をもたらす行為の予防、取締り、それから撲滅に向けた啓発、被害児童の保護といったことを政府全体で取り組んでいくということになりまして、その対策のとりまとめを国家公安委員会、警察庁が仰せつかっているというところでございます。

児童ポルノ事件の検挙状況



	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
検 挙 件 数	567	676	935	1,342	1,455	1,596	1,644	1,828	1,938	2,097
検 挙 人 員	377	412	650	926	1,016	1,268	1,252	1,380	1,483	1,531
被 害 児 童 数	275	338	405	614	600	531	646	746	905	1,313

注 「被害児童数」は、児童ポルノ事件の検挙を通じて新たに特定された被害児童の数をいう。

先程のご発表にもございましたけれども、私も簡単に情勢についてご報告をしたいと思います。

お手元の資料をご覧いただきながらと思います。まず児童ポルノの関係でございますが、右肩上がりになっています。被害児童数も増加傾向にあり、この10年間で5倍近い増加ということになってございます。

児童ポルノ事件の検挙事例

■ 看護添乗員らによる児童買春・児童ポルノ禁止法違反等事件の検挙(神奈川県警察ほか6県警察)

※捜査中(本年2月8日現在)

【被疑者】

看護添乗員ら6人

【被害児童】

男児21人

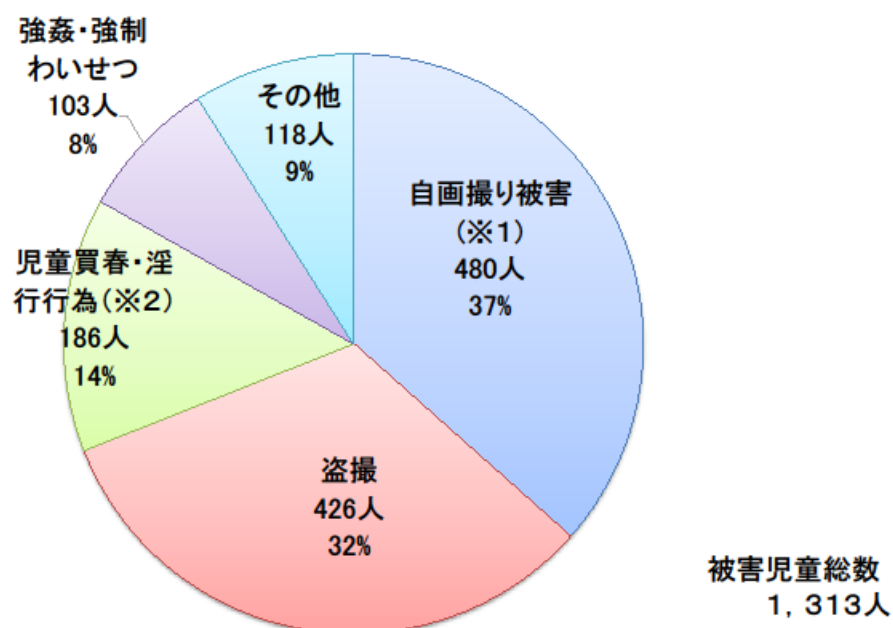
【事案の概要】

被疑者は、児童を対象とした自然体験教室に看護添乗員等として参加し、参加児童を対象にわいせつ行為を行った状況を撮影するなどにより、児童ポルノ画像を製造し、画像を仲間同士で相互に提供していた。

では、具体的にどういう事例があるかということでもあります。

児童ポルノ事件の検挙事例ですが、いろいろショッキングな事例が報道されるわけですが、今年の2月に発表しました神奈川県警ほか6県警察での合同捜査による結果であります。本件については、お子さんを対象にした自然体験教室に看護添乗員として参加していた男が参加児童を対象にしてわいせつな行為を行った状況を撮影するなどしていました。さらにそれを仲間同士で共有し合っていたということです。特に被害児童が非常に多いです。被害児童21名と書いてございますけれども、捜査中ございまして、それ以外の方もいらっしゃいます。こういった悪質な事件が依然として発生をしております、取締りを積極的に行っているところでございます。

児童ポルノの製造手段別内訳(H28)



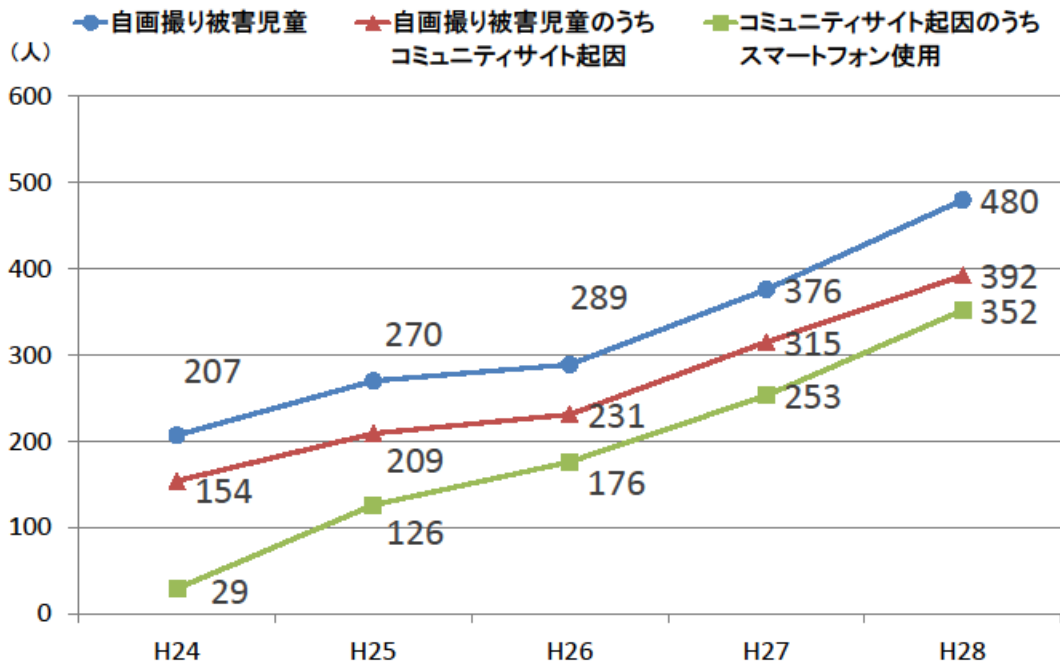
注1 「自画撮り被害」は、だまされたり、脅かされたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる形態の被害をいう。

2 「淫行行為」は、「青少年育成条例違反(淫行行為)」をいう。

次でありますけれども、児童ポルノ事犯というのは、その6割がいわゆる製造でありまして、製造手段の内訳がこちらの表でございます。

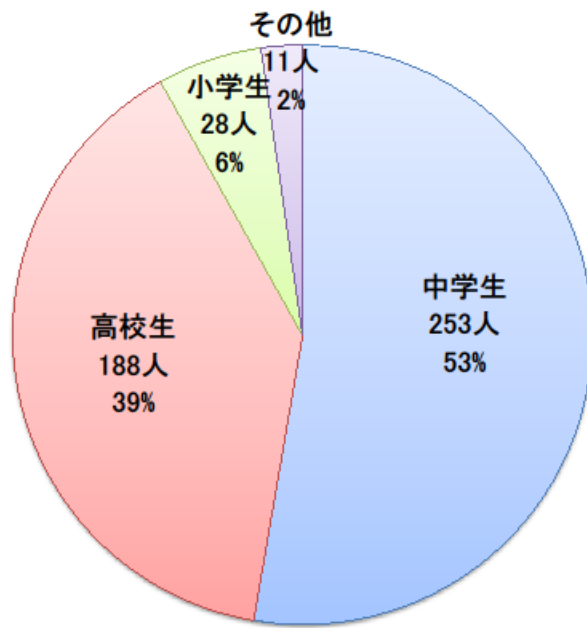
一般的には盗撮とか、児童買春とかそういった行為を介してと思われがちでございますけれども、一番多いのは自画撮り被害でございます。要は子供さんの方に言葉巧みと言いますか、メール等を使って騙したり、脅したりして、自分でスマートフォンで撮らせて、それを送らせるというものが一番多くなっているというのが現状でございます。

自画撮り被害に遭った児童の推移



この自画撮りの増加については、いわゆるSNS等のコミュニティサイトから起因したもの、さらにその中でスマートフォンから接続したものを示しておりますけれども、まさにそういったスマートフォンの利用が、自画撮り被害と相当程度関係性があるのではないかと見られるところでございます。

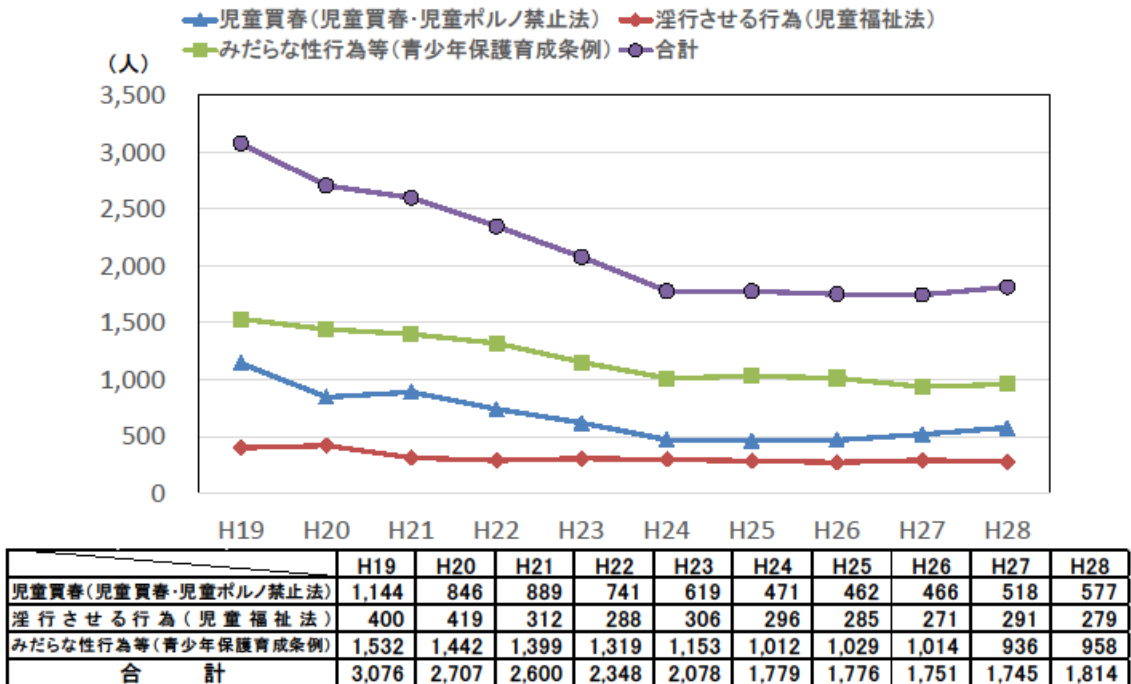
自画撮り被害に遭った児童の学職別の割合(H28)



被害児童総数
480人

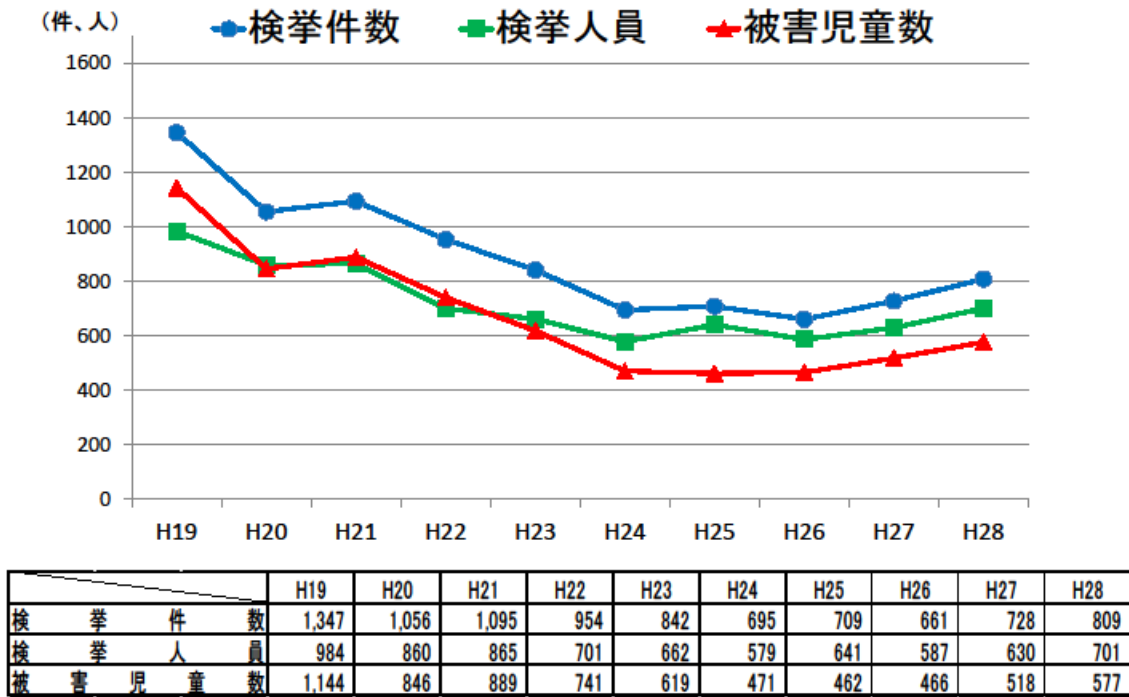
学職別で言えば、中高生が9割以上でありますけれども、小学生等も含まれておりまして、この平成28年については最年少の被害児童は9歳ということであります。無料通信アプリで知り合った被疑者から、「パンツを見せてくれたらスタンプをあげる。」などと言われてまして、自分の裸の写真を撮影して送ってしまったというようなケースであります。小学生以下についても、被害防止のための啓発が必要であるというところでございます。

児童買春事件等の被害児童数の推移



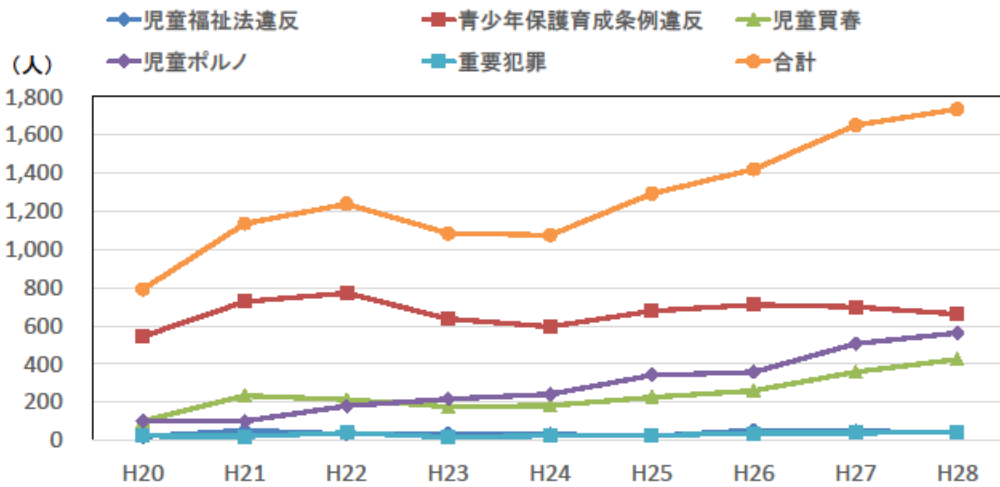
児童買春、青少年保護育成条例違反、児童福祉法の淫行させる行為の被害児童数でありますけれども、長期的には減っております。ただ平成26年ごろを一つの底にして、若干微増になってきておりまして、憂慮すべき状況と考えております。

児童買春事件の検挙状況



こちらは児童買春だけを取り出したものですが、同様の傾向でございます。

コミュニティサイトに起因する被害児童数の推移



	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
児童福祉法違反	20	53	33	38	32	22	54	48	43
青少年保護育成条例違反	545	727	772	637	596	678	711	699	662
児童買春	102	234	214	176	182	226	260	359	425
児童ポルノ	102	101	180	217	242	341	358	507	563
重要犯罪	23	21	40	17	24	26	38	39	43
合計	792	1,136	1,239	1,085	1,076	1,293	1,421	1,652	1,736

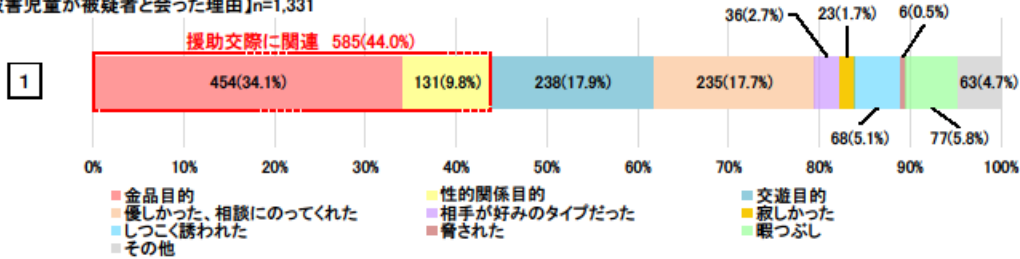
(出典)「平成28年におけるコミュニティサイト等に起因する事犯の現状と対策について」(警察庁情報技術犯罪対策課)

それから、今度はツールという意味で、出会い系サイトを除いた、いわゆるSNS等のコミュニティサイトが犯罪被害にどれくらい影響しているかというところがございます。グラフであります、一番上の合計を示すグラフが、ずっと右肩上がりになっていて、特に児童ポルノ、それから児童買春の増加が、影響を与えているところがございます。数は少ないけれども、強姦・強制わいせつとか、あるいは場合によれば殺人とか、そういったものを含む重要犯罪も少数ですけれどもあります。

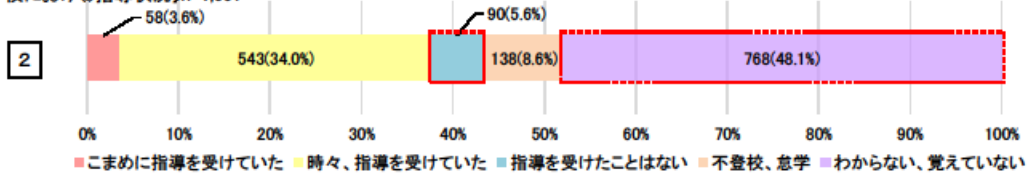
コミュニティサイトにおける児童被害の現状(H28)

- 被害児童が被疑者と会った理由では、「金品目的」や「性的関係目的」といった援助交際に関連する理由が4割強。
- インターネット利用等に関して、学校で「指導を受けたことはない」と回答した児童は1割未満。他方で「覚えていない」と回答した児童が約半数。
- フィルタリングの利用の有無が判明した被害児童のうち、約9割がフィルタリングを利用せず。

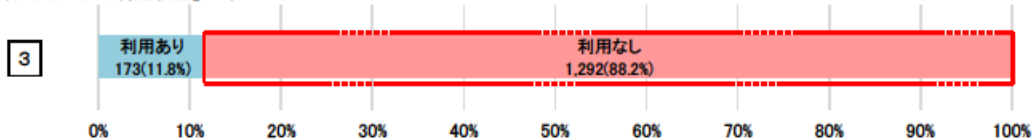
【被害児童が被疑者と会った理由】n=1,331



【学校における指導状況】n=1,597



【フィルタリングの利用状況】n=1,465



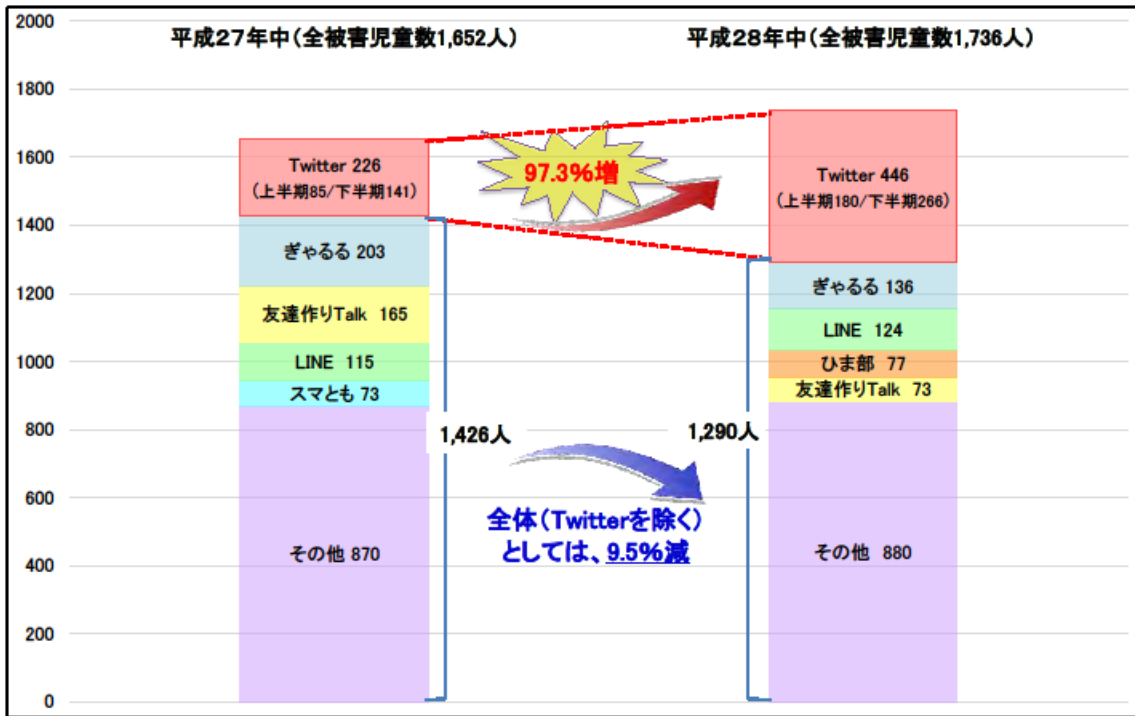
コミュニティサイトにおける被害児童の現状についてですが、これは昨年アンケート調査の結果をまとめたものでありますので、全てこれで語り尽くせるものでは当然ないわけでありませんが、参考までに説明させていただきます。

一番上については、これは被疑者と会った理由であります。金品目的、あるいは性的関係目的といったものが4割強ということで、いわゆる援助交際というものに関連しているものが4割ぐらいあるということが伺われるところでございます。

それから2つ目が学校における指導の状況ということで、これは指導を受けたかどうか分からないというのが、非常に多いということです。それから一番最後はフィルタリングの利用状況で、利用していないというものが9割ぐらいを占めているというところでございます。

被害児童数が多いサイト

Twitterにおける被害児童数が約2倍に増加。全被害児童のうち、4人に1人がTwitterにおける被害。Twitterを除く他のサイトにおける被害児童数は、約1割減少。



それから被害児童数が多いサイトということで、これは一番最初の被疑者と被害者が連絡を取り合ったきっかけになったものは何かということです。Twitterが一番上に大きく出ておりますけれども、全体の数として、特にTwitter社以外のものが減少していく中で、Twitter社の部分が増加をしているところが特徴的ではございます。

これで何が言えるかということ、なかなか難しいとは思いますが、多様な要素が絡み合っているとは思いますが、一つの結果として、こういう数字があるということで留意をしているところでございます。

いわゆる「JKビジネス」の現状

- JKビジネスについての法令上の定義はない。
- 営業実態に鑑みて、主に以下の8つの類型が認められる。
- 警察の取締り等に応じて、新たな形態が現れている。

①リフレ

女子従業員に制服やパジャマ等を着用させ、個室においてマッサージ、添い寝等を行う形態の営業

②散歩

女子従業員が「散歩」と呼ばれる屋外デート等のサービスを提供する営業

③リフレ・散歩複合

営業形態は「リフレ」と同じだが、オプションに「散歩」が含まれる形態の営業

④喫茶

カウンター、テーブル等を設置した店内において、飲食物を提供し、女子従業員が接客する形態の営業

⑤見学

制服姿の女子従業員や客の注文に応じてポーズを取った女子従業員をマジックミラー越しにのぞき見させる形態の営業

⑥ガールズ居酒屋

女子従業員に肌の露出の多い水着や下着を着用させ、酒肴を運んだ際に客の面前で卑猥なダンスをさせる等のサービスを提供する形態の営業

⑦撮影

個室又は屋外において、制服姿や水着姿等の女子従業員を撮影させる形態の営業

⑧コミュ

女子従業員との会話を主体とするサービスを提供する形態の営業

次からJKビジネスの関係をご説明いたします。

JKビジネスについては、法令上の定義はございません。ここに記載のとおり、リフレというようなマッサージまがいのものから、散歩でございますとか、あるいは撮影会とか、あるいは会話を楽しむコミュとか、多様な営業形態というものを把握しているところであります。女子高生等による接客をうたい文句にして、結果としてその女子高生が客からの性的被害に遭う、あるいはサービス自体がそもそも異性の客との接触を伴うようなものですので、心身に有害な影響を及ぼすということで、問題の多い営業だと考えております。